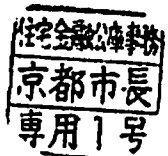


京都市告示第655号

公印を次のとおり廃止します。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

名 称	廃止年月日	印 影	用 途
住宅金融公庫事務専用1号京都市長印	告示の日	 21ミリメートル平方	住宅金融公庫からの委託業務に関する事務。ただし、京都市新住宅市街地開発事業の設置等に関する条例第2条第2項に定める地区に係る事務及び建設局で所掌する事務を除く。

(都市計画局建築指導部建築審査課)